

2 指針策定の目的

『地域コミュニティの進むべき方向性』 の道標として

- 平成19年1月、町民が主体の住民自治によるまちづくりを推進するために、その仕組みや役割などを「**白老町自治基本条例**」で決めました。
- 自治基本条例に定められた自治の基本理念と基本原則に基づき、人口減少下にあっても、行政と町民との協働・連携を強化し、**地域の総合力を発揮することにより、地域課題の解決に向けて取り組む歩みを自ら進めていく必要があります。**
- 社会情勢の変化の中でも持続可能な地域コミュニティの形成や、自律した運営を行っていくための方向性を、道標となる「指針」として示し、**様々な主体に共通となる地域コミュニティの「将来に向けた羅針盤」となることを目的に策定するものです。**

3 指針の推進期間

本指針は、今後、社会情勢の変化があっても、地域コミュニティに関わる様々な主体の自主性や連携のもと、目指すべき姿の実現に向け、それぞれの状況に即した速度で、その歩みを持続的に進められるよう、長期にわたり不変的な「道標」としての役割を担うことから、**具体的な推進期間は定めないものとします。**

- 本指針では、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来人口推計の終期である2045(令和27)年の状況下にあっても、活動や機能が維持・継続できるような地域コミュニティの姿をイメージしています。
- 本指針は20年、30年先の人口状態などを想定し策定するものであるため、具体的な推進期間は定めないものと考えています。

しかしながら、本指針の趣旨や意義の浸透、地域コミュニティの「方向性」や「目指す姿」、「在り方」などと、その時々、社会情勢の変化の中で、地域コミュニティの実情と整合性が図れない可能性もあることから、定期的^{*}な点検・確認を行います。

※定期的：社人研において新たな人口推計が示された時期を想定